



ひたちなか市議会議員 (会派：社民・立憲民主)

# 大久保清美

議会報告  
第15号

(2026年2月)

〒312-0052 ひたちなか市東石川213-1-105

TEL : 090-9052-2031

E-mail : okubo.kiyomi.office@gmail.com URL : okubokiyomi.com



## はじめに

関西電力は福井県美浜原発で新原発建設を発表し、その理由としてデータセンターやAI、半導体産業の成長による電力需要増加と脱炭素を挙げました。しかし、この主張は事実に基づいていません。東北大学名誉教授の明日香壽川氏によれば、**日本のデータセンターの電力需要は全体の1.5%未満と小さく、需要が「急増」しているという印象は、縦軸を操作したグラフを用いたメディア報道によって誇張されています。正しく見ると、今後も電力需要は横ばいと予測されます。**

一方、再生可能エネルギー、特に太陽光発電は発電コストが大幅に低下し、最も

安価な電源となっています。多くのデータセンター関連企業はRE100（事業活動で消費するエネルギーを100%再エネで調達することを目標とする国際的イニシアティブ）に参加し、再エネ電力を調達しており、実際にGAFAMやソフトバンクは再エネ100%のデータセンターを進めています。むしろ再エネが不足すれば、日本が選ばれなくなる可能性すらあるのです。

原発は事故や廃棄物処理などのリスクと追加コストを抱え、実際の売電単価は太陽光の約2倍とされ、経済合理性はありません。**データセンター需要増を理由に原発を推進する言説は虚構**であり、国は原発ではなく再エネ中心の方針へ速やかに転換すべきです。

## ひたちなか市議会令和7年9月定例会 一般質問報告（抜粋）

### 最上位の広域避難計画 「緊急時対応」について

政府は令和7年6月27日、柏崎刈羽原発の重大事故に備える広域避難計画「緊急時対応」を了承しました。しかし、この計画は地震・津波や豪雪と原発事故が重なる複合災害への具体的対応が不十分で、実効性に欠けると指摘されています。

実質的な検討を担うはずの柏崎刈羽地域原子力防災協議会・作業部会では、緊急時対応案やQA集が短時間で示されただけで、十分な議論は行われませんでした。能

登半島地震後初の計画として複合災害への言及は加えられたものの、QA集の内容は「自然災害の避難を優先する」といった抽象的説明にとどまり、具体策は示されていません。作業部会の最終会合でも自治体から実効性向上を求める声上がり、計画自体も今後の訓練や見直しが必要だと認めています。

それにもかかわらず、**再稼働の最終条件のひとつである「緊急時対応」を不完全なまま政府が了承した点には疑問が残ります。東海第二地域「緊急時対応」でも同じことが行われるのではないかと危惧してい**

ます。また、首長らが求めている「実効性ある避難計画」は正にこの「緊急時対応」にこそ求められるべきですが、各自治体の避難計画や警察・消防・自衛隊等の関係機関防災業務計画などを束ねた「緊急時対応」に実効性がなくても、基礎自治体の意見が十分反映されない制度上の矛盾が浮き彫り

になりました。この矛盾を市側に質しましたが、明確な答弁は得られませんでした。

【付記】 9月定例会ではこの他に、「戦後80年について」及び「ひたちなか市の外国人について」質問しました。詳しくはHPをご覧ください。

## ひたちなか市議会令和7年12月定例会 一般質問報告（抜粋）

### クラウドシャインからの被ばくについて

原発事故時、UPZ（長砂地区の一部以外の本市の大部分）の住民には、即時避難ではなく、屋内退避が求められますが、原子力規制庁の2014年報告書によると、屋内退避をしても、放射性プルーム【※】からのガンマ線などの影響、すなわちクラウドシャインの影響は10%しか低減できません。これはプルームの大部分を占める希ガスが容易に屋内へ侵入するため、**屋内退避ではクラウドシャインからの被ばくをほとんど防げない**ことを意味します。

一方、県が2023年に公表した東海第二原発の放射性物質拡散シミュレーションでは、地表面に沈着・蓄積した放射性物質（セシウム137など）から放出されるガンマ線などの影響、すなわちグラウンドシャインのみを対象とし、クラウドシャインの影響が考慮されていません。**屋内退避が有効でない被ばく要因を無視している可能性**があり、この点について市の見解を求めました。

これに対し市の答弁は、国の指針としてクラウドシャインからの被ばくは考慮していないことを認めるものでした。

【※】放射性プルーム：原子力施設などから放出された気体状の放射性物質が、大気中を煙のように流れていく現象

### 「バスによる避難住民の緊急輸送に関する協定」の問題点について

東海第二原発で重大事故が起きた場合に備え、県は令和7年11月11日、マイカー避難できない人向けのバスを確保するため、県バス協会と協定を結びました。運転手の被ばく線量が一般人の年間被ばく許容限度である1ミリシーベルト未満の場合に協力要請を行うとし、避難者最大17万人のうち約2割にあたる3.4万人がバス利用、延べ1,500台で避難可能との試算を示しています。現在、約1,700台のバスが配車システムに登録されており、試算は今後、県の委員会で検証するとしています。

しかし、この計画には重大な問題があります。県の放射性物質拡散シミュレーションは放射性物質の放出量を過小評価しており、それに伴って避難者数や必要なバス台数も過小に見積もられています。さらに、**過酷事故時に運転手の被ばく線量が1ミリシーベルト未満で収まるという前提自体が非現実的**です。実際、福島第一原発事故では、自衛隊の救助活動でも短時間で数ミリシーベルトの被ばくが発生し、途中で救助を中断せざるを得ませんでした。つまり**この協定では、本当に必要な時にバスが来ない恐れがあります。実効性を持たない形だけの協定と言わざるを得ません**。そこで、この問題点について市の考えを問いましたが、市の答弁は県の方針を追認するだけのものでした。